



公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル（かでの2・7）5階

TEL：011-251-6408（事務局） FAX：011-271-5068

HP：http://www.counseling.or.jp

平成28年11月11日発信

関係各位

「犯罪被害者週間」街頭における広報啓発活動の報道依頼について

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められております。

私たち北海道被害者相談室では、本週間期間中に集中的な広報啓発活動を行い、犯罪被害者やその家族が置かれている状況や名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、広く道民に対し理解を深めることを目的として実施します。

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室では、11月25日（金）に街頭広報啓発活動を下記の時間帯に実施し、同日、函館被害者相談室、釧路被害者相談室、苫小牧地区被害者相談室と連携し、同様の広報啓発事業を実施します。

私たちは「犯罪被害者週間」を広く道民の方々に周知するとともに、本週間の意義やその理解に努め、犯罪被害者等に対する理解と支援の輪を広げる活動を行ないます。この事業には、北海道・北海道警察・札幌市の行政機関や、札幌地検・札幌高検・札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会・法テラス札幌等など法曹機関団体、北海道警友会や日本ガーディアンエンジェルス札幌支部、北海道コカ・コーラボトリングなどの民間団体・企業や、犯罪や交通事故等の被害に遭われたご家族など、様々な機関・団体の協働で実施します。



<実施内容>

「犯罪被害者週間」広報啓発活動

日時：平成28年11月25日（金）

場所：JR札幌駅西口コンコース（12:00～13:00）

すすきの交差点（18:00～19:00）

共催：北海道、北海道警察、札幌市、札幌中央警察署、札幌高等検察庁、札幌地方検察庁、法テラス札幌、北海道警友会、日本ガーディアンエンジェルス札幌支部、北海道コカ・コーラボトリング株式会社、犯罪被害者遺族、他

主管：北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室

内容：道内4箇所（札幌・函館・釧路・苫小牧）にて広報用のカードを入れたポケットティッシュを通行中の市民に対して配布し、犯罪被害者週間の広報啓発活動を実施します。

※ 詳細等は、当センター・北海道被害者相談室までお問合せ下さい。



<本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター・北海道被害者相談室（担当：田畑・多津美）

TEL：011-251-6408（代表） FAX：011-271-5068